

平成26年度

事業計画書

公益社団法人 千島齒舞諸島居住者連盟

事業計画書

取組方針

北方領土がソ連に不法占拠されて以来69年もの年月が経った。この間、元島民は、生活の本拠を奪われ、財産の一切を失い、筆舌に尽くし難い苦しみを味わいながら、故郷に帰るその日を一心に願い、北方領土返還要求運動の先頭に立ってその使命を果たしてきた。

北方領土問題は、日露両国間の最大の懸案であるが、その解決の道筋は依然として見えず、焦燥感と苛立ちが増している。

こうした中、昨年4月、安倍総理大臣が10年振りにモスクワを公式訪問し、プーチン大統領との首脳会談において平和条約締結に向けた交渉を加速することが合意され、事実上の再スタートが図られた。その後、5度の首脳会談、外相会談及び次官級協議など様々なレベルでの外交交渉が活発に行われるなど、北方領土問題の解決に向けての環境整備が進捗していることを評価している。

特に、本年2月の首脳会談でプーチン大統領が秋に訪日することが決定した。決して予断を許さない状況ではあるが、今度こそは、領土問題の解決の具体的な進展が図られることを期待している。

こうした現状を鑑み、政府に対しては外交交渉を加速化させるとともに、国民世論の高まりを図るために啓発活動を促進するよう要請する。また、当連盟としては、政府を支援する立場から返還要求運動の取り組みを推進する。

昨年、当連盟は新制度の下、新たに公益認定を受け、平成25年度より公益社団法人として活動している。今後は、北方領土の早期返還要求運動や北方地域元居住者等の援護対策の推進などの事業を通して、不特定多数の国民の利益に資するという社会的役割を果たすことが重要である。

17, 291人いた元島民も、今では1万人以上が他界した。生存している者の平均年齢は79歳を超えている。この厳しい現状を捉え、我々は、「北方領土の早期一括返還」を強く訴え、財産権の不行使に対する補償を要求するとともに、今後の返還要求運動の中核となる後継者の育成対策強化に取り組む。

これらを踏まえ、平成26年度においては、次の事業を重点に取り組むこととする。

- 1 北方領土返還要求運動の推進
- 2 元居住者の援護対策の推進
- 3 後継者育成強化の推進
- 4 北方四島訪問事業の円滑な実施

1 北方領土返還要求運動の推進

(1) 北方領土返還要求署名運動の推進

ア 署名活動の推進

北方領土の早期返還を求める国民世論の結集を図るため、行政をはじめとする関係機関や北方領土返還要求署名運動推進会議、北方領土返還要求運動都道府県民会議等の関係団体と連携を図り、署名運動を推進する。

イ 国会請願及び政府・国会要請の実施

北方領土返還要求署名として寄せられた国民の意思が一日にも早く達成されるよう、国会法第79条の規定に基づき衆・参両議院へ請願を行う。

また、請願に併せて、道及び関係団体とともに北方領土問題の早期解決について、政府及び国会に対して要請を行う。

(2) 北方領土問題早期解決の要請

北方領土の早期一括返還、元居住者の権益保護、後継者の育成強化などについて、「別紙要望項目」に基づき政府及び国会に要請を行う。

(3) 北方領土問題に関する研修

ア 北方領土問題セミナー

北方領土問題に対する理解を深めるため、北方領土問題の歴史的経緯や現状等について、報道関係者の講演などのセミナーを開催する。

- ・ 開催地 札幌市
- ・ 開催期日 4月23日（水）
- ・ 参加対象者 元島民、元島民後継者及び一般住民

イ 北方領土問題地域学習会

北方領土問題への理解と認識を深めるため、全国の千島連盟各支部において、元島民等や地域住民を対象に講演会又は元島民等による「語り部」を行う地域学習会を開催する。

- ・ 開催支部 根室支部、中標津支部(別海町支部含む)
- ・ 開催時期 9月～12月
- ・ 参加対象者 元島民、元島民後継者及び一般住民

ウ 島民組織代表者会議

北方領土に居住していた元島民の立場から、北方領土問題の現状等や自由訪問事業について協議検討し、広く北方領土問題への理解と協力を得ることを推進するため、代表者会議を開催する。

- ・ 開催地 根室市
- ・ 開催時期 10月上～中旬

- ・ 参加者 北方領土各島の元島民組織の代表者及び当連盟役職員並びに報道機関

エ 指導者養成研修会

北方領土問題の現状、返還運動のあり方、当連盟の実施事業等について協議検討し、北方領土問題について一般国民の理解と協力を得ることを推進するため、研修会を開催する。

- ・ 開催地 札幌市
- ・ 開催期日 5月27日（火）
- ・ 参加者 各支部長及び事務局長並びに当連盟役職員

(4) 北方領土関連資料の収集・保存

元島民等が所有する北方領土関連資料を収集・保存するとともに、広く一般国民に伝えるため、収集した資料をホームページに掲載する。

また、DVDを含む記録集や写真パネルを作成し、千島会館等の関連施設等において展示などを行う。

(5) 地域活動の推進

千島連盟の各支部において、それぞれの地域で実施している北方領土返還要求運動推進事業に対し支援を行うため、活動交付金を交付する。また、青年部を設置している支部に対しては、後継者による返還要求運動を推進するための活動交付金を交付する。

(6) 北方領土返還要求運動各種大会等への参画

関係機関及び関係団体が実施する北方領土返還要求運動に積極的に参画し、国民世論の高揚を図る。

2 北方領土問題に関する啓発

(1) 啓発活動の推進

ア 各種啓発事業の実施

地域住民等の北方領土問題への理解と関心を高めるため、千島連盟の各支部を中心とした各地域において、「語り部」による講演会、小中学生の北方領土体験、パネル展示など各種啓発事業を実施し、北方領土問題の啓発活動を推進する。

イ 啓発推進員の配置

地域住民等の北方領土問題への理解と協力を得るため、北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）を中心に「啓発推進員」を配置し、啓発活動や元島民及び後継者の返還要求運動への参加促進などを推進する。

- ・ 配置支部 函館、オホーツク、釧路、別海町、中標津、標津、羅臼、富山

(2) 広報紙の発行

会員をはじめ一般国民に対する情報提供を行うため、返還要求運動や啓発事業、自由訪問事業、墓参事業などのほか、外交交渉の動向等、北方領土に関する内容の記事を掲載した広報紙を発行する。

- ・ 発行回数 年3回
- ・ 配布先 会員及び関係機関、団体等のほか、希望する一般住民

(3) 「北方領土の語り部」事業

ア 語り部の育成

元島民後継者が元島民の北方領土への思いや体験を語り継ぐ「北方領土の語り部」の重要性を認識し、その役割を担うよう育成を図るため、講習会を行うとともに、「語り部」としての経験を積むため、地域住民等を対象に発表会を行う。

- ・ 開催地 網走市、札幌市
- ・ 開催時期 9月～12月
- ・ 対象支部 ① 網走市開催 …… オホーツク支部
② 札幌市開催 …… 道央支部(道北支部含む)
- ・ 参加対象者 元島民、元島民後継者及び一般住民

イ 語り部事業の実施

元島民が北方領土への望郷の思いや島での貴重な体験などを語り伝え、北方領土問題や北方領土返還要求運動に対する国民意識の高揚を図るため、関係機関及び関係団体と連携し「語り部」事業を道内・外へ展開する。

- ・ 実施場所 道内 2ヶ所 道外 2ヶ所
- ・ 実施時期 6月～ 2月

ウ 語り部の派遣

派遣を希望する機関・団体等からの要請に応じ、各種研修会や大会等に「語り部」を派遣する。

3 北方地域元居住者等の援護対策の推進

(1) 援護問題対策事業

ア 援護問題等専門委員会

北方領土問題に関連する諸問題の一つである元居住者等の財産権不行使、在島残置財産等や北方領土問題対策協会(北対協)の融資制度、北方四島への自由訪問事業等について、必要に応じて国や北対協の助言を得ながら、幅広く協議研究し、必要な対応策等について提言を行う「援護問題等専門委員会」を開催する。

イ 援護対策相談事業

北方領土問題に関連する諸問題の一つである元居住者等の戸籍、在島残置財産、北対協融資制度等の援護問題について、相談・助言を行う。

① 戸籍、在島残置財産相続に係る指導、助言

元居住者等の戸籍、在島残置財産である土地、建物の相続申出の手続き等に関し、指導や助言等を行う。

② 北対協融資制度の利用に関する相談、助言

元居住者等に対する援護措置として設けられている北対協融資制度の利用に関し、相談や助言等を行う。

③ その他援護問題に関する指導、助言

元居住者等の援護対策の推進を図るため、役職員等が各支部を訪問のうえ、元居住者等に係る援護問題の現状等を把握するとともに、解決に向けての指導や助言等を行う。

(2) 北方四島への自由訪問の実施

北方領土問題解決のための環境整備及び人道的見地から、日露両国政府間の合意に基づき、元居住者とその家族が、故郷である北方四島へロシアのビザを取得することなく最大限簡素化された手続で訪問する自由訪問事業を実施する。

区 分	日 程	訪 問 地
第 1 回	5月16日(金) ～ 19日(月)	国後島：植沖・植内・ラシコマンベツ
第 2 回	6月23日(月) ～ 25日(水)	歯舞群島[勇留島]：トコマ
第 3 回	7月 4日(金) ～ 7日(月)	択捉島：シヤスリ・薬取
第 4 回	7月18日(金) ～ 21日(月)	歯舞群島[多楽島]：フルベツ・ヒラリウス
第 5 回	8月 6日(水) ～ 8日(金)	歯舞群島[志発島]：西浦泊
第 6 回	8月22日(金) ～ 25日(月)	国後島：泊
第 7 回	9月 5日(金) ～ 8日(月)	国後島：ニキシロ・瀬石・古釜布・近布内

(諸般の事情によって変更があり得る。)

(3) 北方領土墓参事業

人道的見地から北海道が主体となって実施している北方領土墓参について、北海道の委託事業として、団員の募集、選考、推薦業務を行うほか、当連盟単独事業として訪問墓地において慰霊、法要を実施する。

区 分	日 程	訪 問 地
第 1 班	8月 1日(金) ～ 4日(月)	国後島(東沸)、水晶島(ボッキゼンベイ)、秋勇留島(オタモイ(税庫))
第 2 班	8月11日(月) ～ 13日(水)	色丹島(相見崎・稲茂尻)

(諸般の事情によって変更があり得る。)

(4) 北方四島交流事業(ビザなし訪問)

北方領土問題の解決に向けた環境づくりのため、「北方四島交流北海道推進委員会」及び「北方領土問題対策協会」が実施する北方四島交流事業(訪問)に協力し、北方四島との交流を行う。

実施主体	区分	日 程	訪 問 地
北方四島交流北海道推進委員会 (北海道内に居住する元島民等を対象)	第1回	5月16日(金) ~ 19日(月)	国後島
	第2回	6月6日(金) ~ 9日(月)	色丹島
	後継者	8月29日(金) ~ 9月1日(月)	国後島
北方領土問題対策協会 (北海道以外に居住する元島民等を対象)	第1回	6月26日(木) ~ 30日(月)	国後島・択捉島
	第2回	7月24日(木) ~ 28日(月)	国後島・択捉島
	後継者	9月19日(金) ~ 22日(月)	色丹島

(諸般の事情によって変更があり得る。)

4 後継者の育成

(1) 後継者活動の推進

北方領土返還要求運動の担い手となる元島民後継者の活動を促進し、後継者の育成を図ることを目的とする「後継者活動委員会」において、後継者事業全般について協議検討を行う。また、後継者の視点による啓発資料の作成及び後継者が自ら主体となって行う街頭啓発を実施する。さらに、北方領土返還要求全国大会や北方領土返還要求行進中央アピール行動等へ派遣し、啓発活動を行う。

ア 後継者活動委員会

- ・ 開催地 札幌市
- ・ 開催時期 5月25日(日)
- ・ 構成 元島民後継者20名(後継者活動委員)

イ 後継者街頭啓発

- ・ 開催地 札幌市(地下歩行空間予定)
- ・ 開催時期 11月15日(土)~16日(日)

ウ 後継者の派遣研修

- ・ 派遣先 東京都
- ・ 派遣時期 12月及び2月
- ・ 派遣者 元島民後継者

(2) 後継者研修事業

ア 後継者活動促進全国セミナー

今後の北方領土返還要求運動の担い手となる元島民後継者や若い世代の一般市民を対象に、北方領土問題への理解と認識を深めるためのセミナーを開催するとともに、元島民後継者との連携強化及び後継者活動の促進を図るため、意見交換会を行う。

- ・開催地 札幌市
- ・開催時期 10月4日(土)～5日(日)
- ・参加対象者 元島民後継者及び一般住民

イ 後継者研修会

今後の北方領土返還要求運動の担い手となる元島民後継者が、北方領土問題や北方領土返還要求運動の推進等について、国(内閣府)の助言を得ながら協議・検討するとともに、研修の一環として北方領土返還要求運動の原点ともいえる署名活動を、さっぽろ雪まつり会場の北方領土署名コーナーで実施する。

- ・開催地 札幌市
- ・開催時期 2月10日(火)～11日(水)
- ・参加対象者 元島民後継者

ウ 北方領土問題現地青年の集い

北方領土問題への認識を深めるため、北方領土隣接地域において、元島民後継者が企画する「語り部」発表会や領土問題に関する講習会等の研修会を開催する。

- ・開催地 標津町
- ・開催時期 5月17日(土)
- ・参加対象者 元島民後継者及び一般住民

(3) 後継者キャラバン事業

北方領土返還要求運動の有力な担い手である後継者が、道内外において北方領土問題の啓発と後継者組織の活性化を図るため、毎年各地を訪問し、当該自治体首長等へのアピール及び地域住民等への街頭啓発を実施する。

- ・派遣先 東北(宮城県予定)
- ・派遣時期 8月22日(金)～25日(月)
- ・派遣隊員 元島民後継者

(4) 北方領土青少年洋上セミナー

青少年の北方領土問題への理解と意識の向上を図るため、洋上から北方領土の近さを学ぶ体験会及び「語り部」の講話等、元島民後継者が企画する学習会を開催する。

- ・開催地 羅臼町
- ・経路 羅臼港 ～ 国後島中間ライン ～ 羅臼港
- ・開催時期 7月27日(日)
- ・参加対象者 一般青少年及び元島民後継者

5 千島会館の運営

北方領土隣接地域における北方領土返還要求運動の拠点施設として、北方領土問題に関する啓発や研修、北方地域元居住者等の援護対策や活動の場となる「千島会館」を運営する。

6 医療支援促進事業に係る企画競争への参加

外務省公示の「北方四島医療支援促進事業」の企画競争入札に参加し、落札した場合は、外務省との委託契約に基づいて事業を実施する。

7 組織基盤の強化

(1) 北方領土返還要求運動推進功労者等の表彰

北方領土返還要求運動に尽力し、その功績が顕著である者等に対し、表彰や感謝状の贈呈を行う。

- ア 内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策担当)による表彰
- イ 千島連盟理事長による表彰

(2) 会員加入の促進

連盟組織の維持向上を図るため、各支部及び「島民の会」との連携の下に未加入となっている元居住者及び後継者の会員への加入を促進する。

(3) 通常総会等の開催

業務の適切かつ円滑な運営を図るため、通常総会等を開催する。

会議名	開催期日	開催場所
通常総会	5月26日(月)	第二水産ビル(札幌市)
理事会	4月24日(木) 2月下旬	ホテル札幌ガーデンパレス(札幌市) 札幌市内
企画運営委員会	年3回程度	札幌市内

政府及び国会への要請

○北方領土の早期一括返還等に関する要望

要望項目	要望内容（要旨）
1 北方領土の早期一括返還について	元居住者の悲願である北方領土の早期一括返還実現のため、国民世論の更なる結集と国際世論の喚起を図るとともに、従来にも増して強力な外交交渉を進めること
2 自由訪問事業の円滑な実施について	高齢化している元居住者の現状に鑑み、円滑な事業の実施を図ること。特に、北方四島交流等船舶「えとぴりか」の運航については、事業の実施に支障のないよう最大限の安全性を確保すること。
3 北方領土墓参の円滑な実施について	北方領土墓参は、人道上の観点から実施されているものであり、今後ともその円滑な実施を図ること。
4 北方四島との交流事業の推進について	相互交流と友好を深め、北方領土問題解決への環境づくりを進めるため、本来目的に沿った交流事業の推進を図ること。

○元居住者の権益の保護等に関する要望

要望項目	要望内容（要旨）
1 財産権の不行使に対する補償について	北方領土に残してきた財産については、69年に亘り財産権を行使することができない状態に置かれていることに鑑み、不動産に係る所有権及び賃借権の不行使に対する損失について、早急に元居住者の要望に沿った直接的補償措置を講ずること。
2 北方地域旧漁業権に対する補償について	北方地域の旧漁業権に対する補償については、北方地域漁業権補償推進委員会が補償措置を要望しているが、元居住者の多くが旧漁業権者であること、また、逐年高齢化が進行していることに鑑み、早急に補償措置を講ずること。
3 残置不動産の保護等について	元居住者の残置不動産の現状を把握し、その保全措置を講ずること。また、北方領土の返還を踏まえ、国としての残置不動産の処理方針を示すこと。
4 北方領土における共同経済活動について	北方領土における共同経済活動の検討に当たっては、日本の法的立場を害さないこと。また、元居住者の財産権が侵害されることがないように適切な措置を講ずること。
5 北方領土への外国企業進出等の防止について	北方領土への外国企業の進出及び周辺海域での漁獲操業は、日本の主権及び元居住者の財産権を侵害するおそれがあるので、このような事態の発生防止を図ること。

○後継者の育成強化に関する要望

要望項目	要望内容（要旨）
1 後継者の組織活動に関する事業の支援について	後継者組織の活性化と後継者相互の連帯意識の醸成を図るための事業に対し、引き続き支援措置を講ずること。
2 後継者が実施する事業の支援について	後継者が自ら企画し、実施する返還運動に関する事業に対し、引き続き支援措置を講ずること。
3 北対協融資制度の充実について	平成8年10月に借入資格を譲る「生前承継」が創設され、平成20年4月には「死後承継」が可能となったところであるが、承継対象者は、同居等の子又は孫のうち一人に限る（子又は孫に融資資格者がいる場合は除く）とされていることから、元島民の子又は孫の全ての者に承継が認められるよう、要件緩和を図ること。